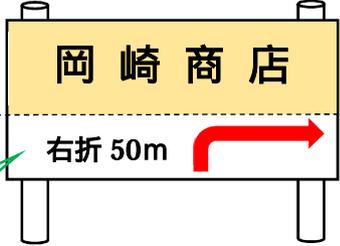


# 案内用広告の取り扱い

事業所等に案内、誘導する目的のために表示する案内用広告（道標や案内図板）で許可の基準に適合するものは、禁止地域及び指定区域の規制の適用が除外されます。

案内、誘導するための地図や矢印等が小さすぎるものは案内用広告とは認められません。  
（地図や矢印等の面積が全体面積の3分の1以上）



1/3 以上

地図や矢印などの事業所等の場所を案内する目的以外の表示内容は、事業所等の名称、事業所等ロゴマーク、営業キャラクターのみとします。  
（商品写真、イラスト、営業時間などの宣伝目的の内容は表示不可）



表示不可

事業所等が主要道路に接していない場合や、主要道路沿いであっても中央分離帯により迂回しないと入れないなど、案内が無いと入口の特定が難しい場合に限り認められます。  
（主要道路を直進で誘導するような案内は表示不可）



1 事業所につき 1 個に限ります。  
（複数の箇所に分けて案内することは認められません）

